

産後ケア事業 （ よく ある 質 問 ） 利用者用

令和7年10月からの新制度利用の場合の回答です。

R7年8月12日時点

No.	区 分	質問事項	回 答
1	対象者	実家が名古屋市にあり里帰り中ですが、名古屋市で産後ケア事業を利用することはできますか？	名古屋市内へ里帰り中などで名古屋市内に住民登録がない場合は名古屋市の産後ケア事業としては対象外です。住民登録自治体の制度が利用できるか住民登録自治体へお問い合わせください。
2	対象者	里親ですが、利用することはできますか？	自治体の認定を受け里親として登録されている場合に利用ができます。利用期間は、当該の子の1歳のお誕生日までです。
3	対象者	流産(または死産)しましたが、利用することはできますか？	訪問型のみ利用ができますので、ご自身の体調についてなど助産師へご相談ください。死産した日から1年以内、流産の場合は細健康手帳交付日1年以内が対象期間ですが、流産・死産後に妊娠している妊婦の方は対象外となります。
4	利用方法	産後ケアを利用したいです。どうしたらよいですか？	利用前に申請が必要です。 産後ケア事業は妊娠32週から申請することができます。 詳細は名古屋市のホームページをご確認ください。電子申請で申し込みができます。
5	利用方法	申請してから利用するまでの流れは？	①名古屋市公式ウェブサイトから電子申請後、ご自宅に決定通知書と利用券が送付されます(2～3週間程度) ②ご本人と利用希望事業所で、日程調整をしてください。料金や持ち物などについても併せてご確認ください。 ※利用前に希望事業所で面談が必要な場合もあります。 ③予約日当日、利用回数分(1泊2日であれば2回分)の利用券を事業所へお渡しください。
6	利用方法	利用期間、回数を教えてください。	名古屋市の産後ケア事業として利用できるのは、1回のご出産につき、出産後1年以内に、宿泊型・通所型・訪問型を合算して7日分となります。

No.	区 分	質問事項	回 答
7	利用方法	7日分利用後、さらに産後ケアを利用することはできませんか？	名古屋市の産後ケア事業としての利用は7日分となります。事業所独自の産後ケアを追加で利用できるかは各事業所へお問い合わせください。利用料は各事業所によって異なりますのでご注意ください。また、産後ケア事業以外にどんな子育て支援制度を利用するとよいかなどは、保健センター子育て総合相談窓口までご相談ください。
8	利用方法	(利用当日) パートナーも一緒に利用できますか？	原則、母子での利用となります。
9	利用方法	(利用当日) 上の子も一緒に利用できますか？	施設ごとに異なりますので、利用希望施設へ空き状況や追加費用についてなどお問い合わせ下さい。
10	対象者	母のみで利用することができますか？	産後ケア事業は母子が一緒に利用することを基本としていますので、一緒にご利用ください。ただし、児の入院が出生後から継続し、母のみが先に退院した場合、育児方法の相談などで利用希望の場合は母のみで利用することも可能です。
11	利用方法	宿泊型の利用時間を変更することはできますか？	原則として、宿泊型の入所時間は10時、退所時間は退所日の16時とし、1泊2日30時間の利用していますが、送迎の関係で前後するなどの場合は、利用事業所とご相談ください。
12	利用方法	通所型の利用時間は？	原則として、通所型の実施時間は9時から18時の間で6時間としています。ご都合に合わせて、10時から16時までの利用がしたいなどは可能ですので利用事業所とご相談ください。
13	利用方法	訪問型の利用時間は？	原則として、訪問時間は9時から18時までの間で90分としています。時間帯については利用事業所とご相談ください。また、1日あたり1回までの利用を限度とします。
14	利用方法	8月に2日間の利用をしましたが、10月以降の制度では何日利用できますか？	旧制度と新制度を合算して、1回のご出産につき7日分の利用となりますので、10月1日以降には5日分の利用が可能です。
15	利用方法	入院から続けて産後ケアを利用することはできますか？	入院期間の延長として産後ケアを利用することはできませんが、退院日同日から産後ケアとして同じ事業所を利用することは可能です。原則、退院日から産後ケアを利用したと取り扱うため、退院日も1日分の利用料が発生します。

No.	区 分	質問事項	回 答
16	利用方法	産後ケアを利用したいと思っていますが、まだ宿泊型・通所型どちらを利用したらいいか決められません。	宿泊型・通所型・訪問型のいずれかを利用するか決まっていなくても申請できます。電子申請で申込み後にサービスを決めて事業所へ予約してください。
17	利用方法	利用希望の事業所がまだ決まっていないので、複数の事業所を予約してもよいですか？	同じ日程で別の事業所を複数予約することはご遠慮ください。不明な点は問い合わせするなどし、希望する事業所が決まってからご予約ください。
18	利用方法	予約後、都合により変更やキャンセルしたい場合はどこに連絡をしたらいいですか？	直接、利用事業所へ連絡してください。 予約日の前日正午までにキャンセルの連絡がなかった場合は、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。
19	利用方法	利用当日の持ち物などは？	母子健康手帳と利用券は必ず持参してください。そのほかの持ち物は事業所へ予約する際に確認してください。オムツ等、必要なものは基本的には持参ですが、事業所によっては利用者が希望する場合に購入やレンタルできる場合もありますのでご確認ください。
20	利用方法	利用中に外出できますか？	原則、利用施設内でお過ごしいただきます。長時間の買い物や観光は不可、母子での外出に不安があり、準備のアドバイスをうけ短時間の散歩の練習としての外出は可能です。
21	利用方法	離乳食の提供はありますか？	食事の提供は産婦のみのため、離乳食が必要な場合は、ご持参ください。
22	利用方法	食物アレルギーがあるのですが対応してもらえますか？	利用希望施設へお問い合わせください。
23	利用方法	利用前に見学することはできますか？	利用希望施設へお問い合わせください。
24	利用方法	保健センターからの新生児乳児訪問を受けた後でないと訪問型産後ケアを利用することはできませんか？	退院直後に乳房の状態を見てもらいながら相談したいなど必要がある場合は、産後ケア事業を先に利用することも可能です。保健センターからの新生児乳児訪問は、児の発育の確認や相談、名古屋市の子育て支援の情報提供などを行っていますので、産後ケア事業とは別に、3か月児健診までの間に受けるようにしてください。

No.	区 分	質問事項	回 答
25	利用方法	申請して利用しなかった場合はどうなりますか？	利用期限を過ぎた利用券は使用できません。その際の利用券の返却や連絡等は必要ありません。
26	費用	生活保護、市民税非課税の証明はどのようにしたらよいですか？	下記の事項に沿って確認してください。 【①証明書の必要の有無】 申請日の属する年の1日1日(1月～6月の申請の場合は、申請日の属する年の前年の1月1日)に名古屋市に住民票がある方や現在生活保護を受けている方 → 市が情報を確認することに同意し、市民税非課税、または生活保護受給中である旨を確認できる場合は、証明書は不要です。 (所得の申告をしていない場合は、市民税非課税を確認できません。) 申請日の属する年の1日1日(1月～6月の申請の場合は、申請日の属する年の前年の1月1日)に名古屋市に住んでいなかった方 → その時住んでいた市町村で「非課税証明書」を取得し、提出が必要です。 【②取得する証明書の年度】 4月～6月に申請する方:前年度の証明書 7月～翌年3月に申請する方:当年度の証明書 ご不明な場合は、名古屋市子ども青少年局子育て支援課(052-972-2629)へお問い合わせください。
27	費用	双子(三つ子)ですが、利用券が人数分必要ですか？ その場合、利用料金はどうなりますか？	多胎児の場合であっても利用券は1枚となります。自己負担金も同様に母子1組あたりの料金のため、多胎なので2倍、となることはありません。
28	費用	自費で利用する場合の金額はいくらですか？	利用希望事業所へお問い合わせください。
29	費用	すでに利用決定を受けているが、所得が変わったため、利用料の階層区分の変更を申し出たい場合はどうしたらよいですか？	名古屋市子ども青少年局子育て支援課(052-972-2629)へご相談ください。